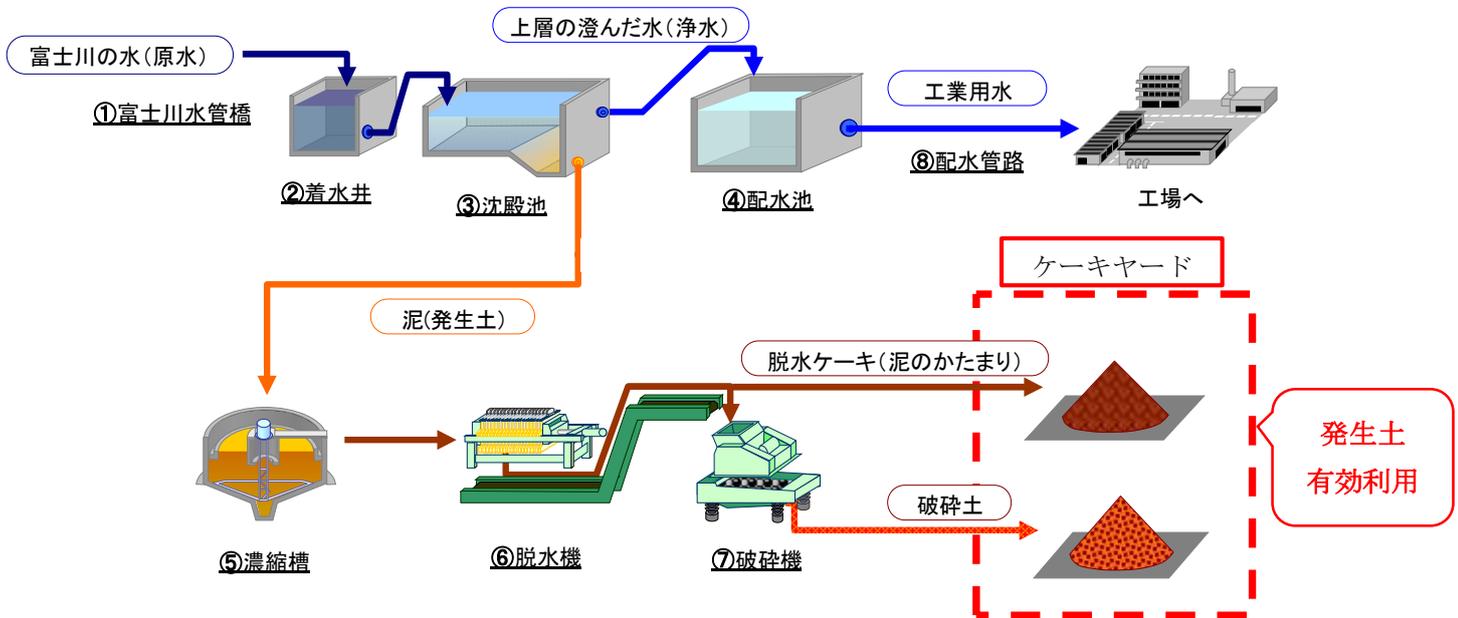


別紙資料3 「運営・維持管理業務の範囲」

1. 運営・維持管理業務の範囲



- ・ 本事業において赤色破線で示した範囲における浄水発生土の有効利用を行う。
- ・ 汚泥処理施設運転管理の受託者及び県と協議の上、日々の生産量を調整する。
- ・ 積込みに必要な建設機械は本事業の運営・維持管理事業者が用意すること。
また事業を運用する際、積込み等に支障がないよう調整すること。
(設備を新たに導入する場合は設置場所を考慮すること)

